期間進行基準による振替額	運営費交付金収益	3,697,979,846	①期間進行基準を採用した業務：上記業務達成基準を採用した業務以外の全ての業務 ②当該業務に関する損益等 ア）損益計算書に計上した費用の額：4,004,750,648 （収集保管事業費　330,699,568　展覧事業費　296,372,286　調査研究事業費　322,256,027　教育普及事業費　1,065,111,621　一般管理費　1,990,311,137） イ）自己収入に係る収益計上額：該当なし ウ）固定資産の取得額：美術品・収蔵品　7,791,192　建物　19,416,931　工具器具備品　54,481,334　車両運搬具　1,832,080　ソフトウェア　5,670,000 ③運営費交付金収益化額の積算根拠 期間が経過したので、財源として予定されていた運営費交付金の計画額を収益化
	資産見返運営費交付金	81,400,345	
	建設仮勘定見返運営費交付金	—	
	資本剰余金	7,791,192	
	計	3,787,171,383	
費用進行基準による振替額	運営費交付金収益	—	—（費用進行基準を採用した業務は無い）
	資産見返運営費交付金	—	
	資本剰余金	—	
	計	—	
会計基準第81第３項による振替額		—	—（該当なし）
合　　計　　額		5,200,706,093	

⑶　運営費交付金債務残高の明細

（単位：円）

交付年度	運営費交付金債務残高			残高の発生理由及び収益化等の計画
		業務等区分	金　額	
21　年　度	業務達成基準を採用した業務に係る分	展覧事業	15,635,001	○業務達成基準を採用する展覧業務について、計画に基づく展覧会の開催ができなかったことから、計画予算額と支出額の差額を運営費交付金債務として翌事業年度に繰越したもの。 展覧会については、翌事業年度において計画どおりの成果を達成できる見込であり、翌事業年度で収益化する予定である。 ○業務達成基準を採用する美術作品等の収集保管業務について、計画に基づく美術作品等の収集、修復ができなかったことから、計画予算額と支出額の差額を運営費交付金債務として翌事業年度に繰越したもの。 美術作品等の収集保管業務については、翌事業年度において計画どおりの成果を達成できる見込みであり、翌事業年度で収益化する予定である。
		収集保管事業	556,764,906	
		教育普及事業	—	
		退職手当等	—	
		小　計	572,399,907	
	期間進行基準を採用した業務に係る分	—	—	期間進行基準を採用した業務は、上記業務達成基準を採用した業務以外の全ての業務である。 中期計画の予定どおりに本事業年度に実施すべき業務を実施し、対応する運営費交付金を収益化したため、運営費交付金債務の翌事業年度への繰越額は無い。
	費用進行基準を採用した業務に係る分	—	—	—（費用進行基準を採用した業務は無い）
	計		572,399,907	

運営費交付金以外の国等からの財源措置の明細

⑴　施設費の明細

（単位：円）

区　　分	当期交付額	左の会計処理内訳			摘　要
		建設仮勘定見返施設費	資本剰余金	その他	
土地購入（国立新美術館）	6,800,000,000	—	6,800,000,000	—	